

第2章 空家等対策の基本的な考え方

1. 空家等対策の基本的な考え方

これまで述べてきたように、本町では人口減少・高齢化の進行にともない、今後、さらなる空家等の増加が懸念されます。そのため、中長期的な視点から、まず、空家等にしないための施策を実施し、さらに「魅力的なまちづくりの視点」から空家等の適切な管理や利活用についての施策も推進します。

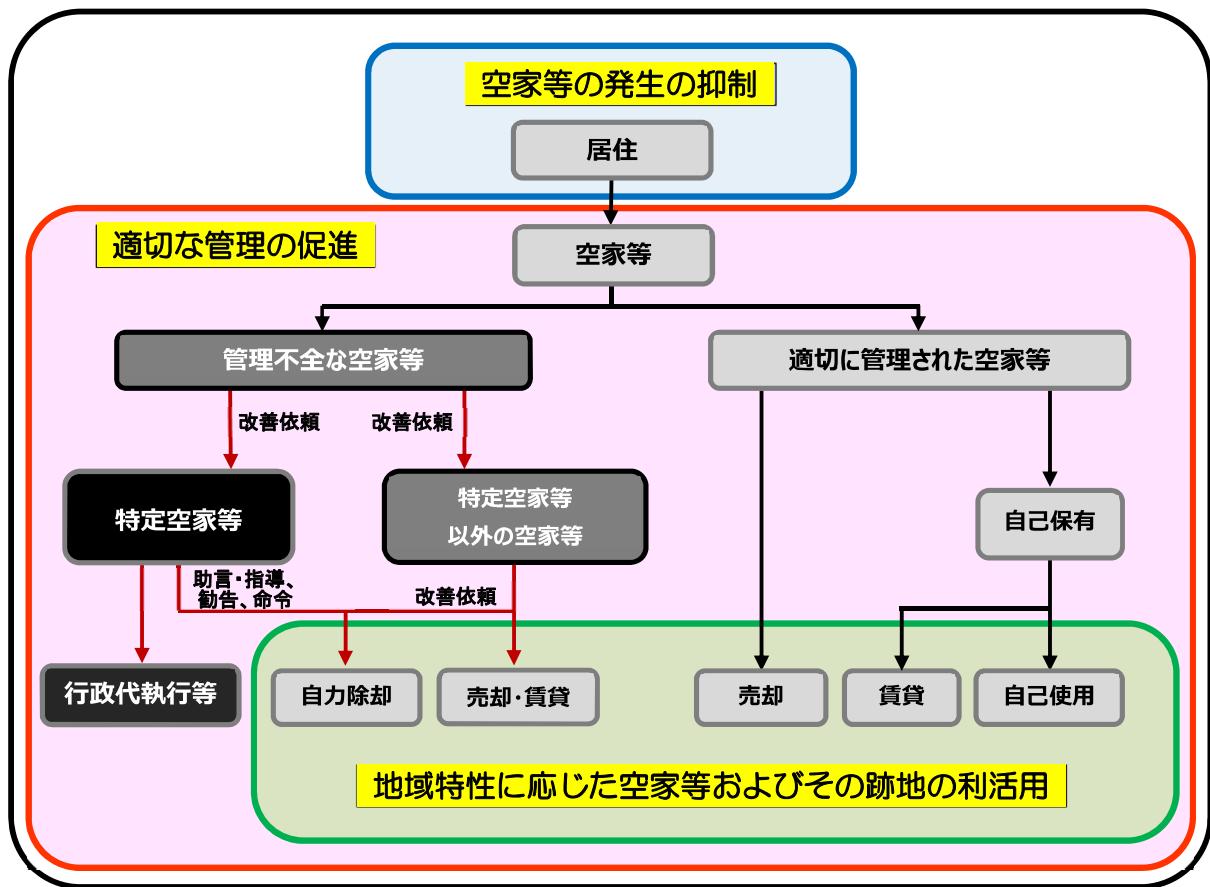


図-2.1 空家等対策の体系イメージ

2. 空家等対策の基本方針

本町では以下の4つの方針のもと、空家等対策を実施します。

基本方針1 空家等の発生の抑制

空家等・管理不全な空家等をそもそも発生させないことが重要であるため、空家等の中古住宅としての流通や自主的な解体など、相続も含めて適切な維持管理を所有者へ促すための啓発や情報提供を行って、空家等の発生を抑制する。

基本方針2 空家等の適切な管理の促進

特定空家等への対応を含め、空家等の管理不全状態を解消することで、安全・安心な生活環境を確保することが重要であり、防災・防犯・景観・衛生など様々な観点からも、周辺環境への影響が高いため、空家等の適切な管理を促進する。

基本方針3 地域特性に応じた空家等およびその跡地の利活用の促進

空家等を地域資源として捉え、空家等の所在地など地域の特性に応じた有効活用を促進することで、管理不全状態に陥ることを防ぎつつ、移住者や定住者にとって住みやすい活気ある地域づくりを推進する。また、老朽化が著しく有効活用することが困難である空家等については、除却後の跡地の利活用を図る。

基本方針4 所有者等、行政、地域その他の団体・事業者等の協働

個人財産である空家等は、その所有者が第一義的に責任を負うことを念頭に置きつつ、所有者等、行政（町）、地域、その他の団体・事業者等が役割分担により、連携・協働することが求められる。この連携・協働により、多岐にわたる空家等に関する情報・施策・事業を総合的に把握し、推進していく体制を構築する。